

はじめに

- 診療データバンクは、全都立・公社病院の電子カルテシステムに蓄積された約7,000床の診療データを有効活用し、臨床現場での医療水準の向上を図るとともに、安全で質の高い先進医療の提供とあわせて、臨床研究や治験の推進に取り組むもの。
- 本まとめは、都立・公社病院診療データバンクを構築・運用するに当たっての基本的方向性と課題を取りまとめたもの。
- 今後、病院現場での試行の結果や国の動向等を踏まえ、最終報告書を取りまとめる予定。

序章 診療データ利活用の重要性 (p.1~p.3)

- 近年、診療情報の電子化が進む中で、電子的に診療データが蓄積されているとともに、ICTの進歩により大量のデータを高速に処理することが可能となってきたことから、カルテ情報を有効活用するニーズが増大してきた。

第1章 都立・公社病院における情報システムの概要とデータ利活用の現状と課題 (p.4~p.6)

- 電子カルテシステムは、都立病院8病院、公社病院6病院の全病院に導入済みである。
- データ利活用においては、ベンダーが異なる病院間でのデータの直接相互利用が困難、個人情報保護の観点から、データの取扱い方法の確立が必要、などの課題がある。

第2章 診療データバンクの機能と活用方法 (p.7~p.28)

- 診療データバンクが備えるべき機能は「診療支援機能」「治験・臨床研究支援機能」「経営マネジメント支援機能」「医療ビッグデータ機能」の4機能である。

〔診療データバンクが備えるべき機能と活用方法〕

機能	概要	活用案の例
診療支援機能	診療業務を直接支援することを主な目的とした機能	日々の診療をモニタリングし、医療従事者にリアルタイムに必要な検査等の実施を促すことで、医療安全の確保に繋げることができる。
治験・臨床研究支援機能	治験・臨床研究業務支援を目的とし、横断的データ分析に活用する機能	治験対象者の抽出を、都立・公社病院を横断して、より多くの対象者を自動的に抽出し、治験・臨床研究の活性化に繋げることができる。
経営マネジメント支援機能	病院経営を支援することを目的とした機能	施設基準の届出上、必要となる診療実績等の統計データを自動的に抽出し、診療実態に見合った診療報酬を確保することができる。
医療ビッグデータ機能	データを外部提供し、ビッグデータとして活用する機能	より詳細な治療実績のデータを自動的に抽出し、都民一般に公表することで、患者が医療機関を選択する際の参考にすることができる。

第3章 整備の進め方と運用体制 (p.29~p.33)

- 診療データバンクの整備は、以下のとおり進める。

第1フェーズ	第2フェーズ	第3フェーズ
《基本的な方向性》 ・試行病院にて試行システムを構築し、各種機能開発と検証を実施。 《課題》 ・データクレンジングの手法、データ精度向上のための検証体制の構築。 など	《基本的な方向性》 ・試行病院で蓄積した技術やノウハウを他都立・公社病院へ展開。 《課題》 ・改正個人情報保護法等に配慮したシステム構成。 ・開設者が異なる都立・公社病院間のデータ統合方法。 など	《基本的な方向性》 ・蓄積されたデータをビッグデータとして活用。 ・データの外部提供を実施。 《課題》 ・企業や団体等が求めるデータの調査。 ・国の動向等への配慮。 など

第4章 個人情報保護とセキュリティ (p.34~p.41)

- 個人情報に係る患者の同意取得や匿名化等に関する取扱いについて、都条例に則った対策を講じるとともに、改正個人情報保護法の動向も踏まえ、検討する。
- 「診療データバンク情報セキュリティ実施手順」を策定するなど、都のセキュリティポリシーに則ったセキュリティ対策を講じる。

終章 ビッグデータ活用に向けた課題整理等 (p.42~p.44)

- データの精度を確保していくために、複数病院で受診している患者を、同一患者として識別できる方法を検討する必要がある。
- 都立・公社病院がデータを外部提供することへの合意形成のため、個人情報及びプライバシー保護の観点から、検討する必要がある。
- 臨床現場だけでなく、都立・公社病院の役割を踏まえたデータを整備し、広く都民に還元していくために、外部のニーズを把握する仕組みを検討する必要がある。
- 医療等分野におけるIDや代理機関（仮称）の設置等、国の動向について注視する必要がある。